

租税訴訟学会会員各位
実務家・研究者各位
報道関係者各位

租 税 訴 訟 学 会
会 長 山 田 二 郎
副会長 山 本 守 之
(研究・提言担当)

第 5 4 回 研 究 会 の ご 案 内

当会の研究・提言部会では、次により第54回の研究会を開催しますので、是非ご参加ください。

記

- 1 日 時 2018年1月15日(月) 18:00~20:30
 ※前半が発表、後半が討論となります。
- 2 場 所 東京税理士会館2階 大会議室
 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 TEL: 03-3356-4461
- 3 テーマ 「残波事件の上告受理申立と上告申立」
 - I. 残波事件判決を税務調査で利用する方法
 - II. 租税憲法訴訟の解説
 - III. 税理士と弁護士の税務調査における協働と成功事例

租税事件(課税庁と納税者間の紛争)の解決のために納税者が利用する武器は、課税要件論です。租税事件の99%は、税務調査で解決されていますので、課税要件論を税務調査でどう活用するべきかについて、残波事件(現在上告中であり、違憲主張をしています)をモデルケースとして解説いたします。また、税理士と弁護士が協働して税務調査に立会い、成功した事例を紹介します。
- 4 発表者 桐蔭横浜法科大学院客員教授 弁護士 山下 清兵衛 氏
- 5 参加費 資料代 1,000円(当日徴収)
- 6 共 催 第二東京弁護士会税法研究会
 日本税務会計学会(東京税理士会)
- 7 協 賛 第二東京弁護士会研修センター
- 8 後 援 東京弁護士会

以上

※事前申込は不要です。

※本研究会は、東京税理士会の会則研修です。